

施術所廃止・休止・再開出書届留意事項

- 廃止（休止、再開）事実の発生から10日以内に届けること。（10日を過ぎている場合は、遅延理由書の添付が必要です。（様式なし）
- 事前に届出することはできません。
- 「廃止届」か「休止届」かは、開設者の意思のみではなく客観的事情に応じて判断して下さい。
休止届は、休止期間がおおむね1年以内であり、再開することがほぼ確実な場合であり、休業期間が1年以上で再開の目途がたっていない場合は、廃止届を考えてください。
- 開設者の死亡・失踪等で家族が届け出る場合は、届出者の住所、氏名のほかに届出者と開設者との続柄及び連絡先を記載したうえで、死亡（失踪等）した開設者の氏名・住所は余白に記載してください。